事例No.	1485
公表年度	R3
団体の属性	一般市
団体名	愛知県田原市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・（行政改革）業務の効率化 ・税財政

事例種類	その他

事例内容・タイトル

法適化に伴い農業集落排水事業、公共下水道事業等の会計を一本化

出典

地方公営企業の
抜本的な改革等に係る
先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	法適化に伴い農業集落排水事業、公共下水道事業等の会計を一本化
団体名	愛知県田原市
事業名(事業区分)	下水道事業
法適用区分	全部適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	60,892	行政区域内面積(㎢)	191.12
供用開始年月日	昭和54年10月1日	処理区域内人口(人)	57,775
処理区域内面積(ha)	2,539.0	施設利用率(%)	公下99.67　農集66.79
職員数(人)	11	営業費用(千円)	2,527,496
営業収益(千円)	639,491		

※上記表中の「行政区域内人口」は、令和3年1月1日時点。「行政区域内面積」は、令和2年10月1日時点。それ以外の計数は、令和3年3月末時点。

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

田原市は、行政面積が大きく平坦な地形に加え、市町合併を経て施設保有数が多い。
・旧田原町　　公共下水道処理場1、雨水排水施設3、農業集落排水処理場10
・旧赤羽根町　公共下水道処理場1、農業集落排水処理場2
・旧渥美町　　公共下水道処理場1、雨水排水施設1、農業集落排水処理場9、コミプラ処理場1

整備における企業債の未償還残高を多額に抱え、今後の投資及び償還を計画的に進める必要があった。

行政区域内人口は減少傾向にある中で、特に農業集落排水処理区における減少が加速しており、公共下水道事業と比較し経費回収率にも差が生じている。

従前の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも下水道課が所管しており、どちらも一般会計からの繰入により経営を維持している状況で、今後の施設の老朽化や更新需要に向けて本格的に準備を進める必要があった。

平成20年度以降、コミプラ処理場や農業集落排水処理場を廃止し、公共下水道への統合(切替)を実施してきた経緯がある。

排水管布設状況の照会に対し、データ化された地図情報での検索ができず、窓口での事務に時間を要していたため、各事業で所有する固定資産をまとめてデータ化する必要があった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

平成27年1月27日付総務省通知「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」により、下水道事業等は、特に公営企業会計を適用する必要性が高い事業であることから、「重点事業」と位置づけられ、集中取組期間(平成27年度から平成31年度)内に公営企業会計に移行することが必要であるとされた。

公営企業会計への移行にあたり、「固定資産の調査・評価」、「法適用に伴う移行事務手続き」及び「公営企業会計システムの導入」等、法適用の開始までに一定の準備期間を確保する必要があることから、田原市では平成26年度からその取組を開始しており、集中取組期間を準備期間として最大限活用し、総務省の要請する令和2年4月から地方公営企業法を適用することとした。

平成26～27年度　固定資産の調査、資産データ作成等
平成28～30年度　固定資産の調査、資産データ作成等
平成29～31年度　法適用化基本方針作成、会計システム構築、法令手続き等
令和元年8月　　市議会所管委員会へ法適用化基本方針について説明
令和2年度～　　法適用

法適用の対象範囲等を検討する中で、地方公営企業法の適用に関するマニュアルにおいて、下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道）のみならず、農業集落排水処理事業及び合併浄化槽についても、できる限り移行対象に含めることが必要であるとされており、国等の方針を踏まえるとともに、個別の事業の特性や組織体制等についても考慮した。

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

当時、本市の汚水処理に係る事業として、「公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）」、「農業集落排水処理事業」、「コミュニティープラント事業」、「合併処理浄化槽（個人設置型）設置支援事業」があった。

雨水対策に係る事業は、「公共下水道事業」において実施していた。

また、関連する事業として「し尿処理事業」、「雨水貯留施設整備支援事業」があった。

従来、各特別会計で運営してきた公共下水道事業及び農業集落排水事業と、一般会計において運営してきたコミュニティープラント事業は、法適用に際し、企業会計方式による事業経営の最適化を図るためには、一体的に経営管理していくことが望ましいため、単一の公営企業会計に統合することとした。

また、公営企業会計を適用することにより、経営内容が明確化し、将来の使用料改定の実現、ひいては経費回収率の改善につなげることができる。

関連する事業については、以下の理由から一本化しないこととした。

〇し尿処理事業

し尿汲取手数料を徴収しているが、「主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもってあてる」（令第1 条）の趣旨になじまないため。

〇合併処理浄化槽（個人設置型）設置支援事業

市が設置・管理を行う個別浄化槽ではなく、個人が設置する合併処理浄化槽設置費用を市が補助を行う事業であり、使用料等を徴収しておらず事業収入が生じないため、地方公営企業法の独立採算の趣旨になじまないため。

〇雨水貯留施設整備支援事業

下水道接続等によって不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う者に対して、その転用に要する費用を市が補助を行う事業であり、効率性の観点から所管しているが、使用料等を徴収しておらず、事業から収入が生じず地方公営企業法の独立採算の趣旨になじまないため。

会計統合してから間もないことと、セグメントに分けて事務処理しているため、職員数や事務作業について変化はない状況で、経費削減、事務の効率化等の効果はこれからとなるが、会計がひとつとなることで汚水処理事業全体の経営内容が明確化され、使用料改定に向けても対外的に説明しやすくなったといえる。

それぞれの特別会計での経理と比べて事業間の予算を融通しやすいため、柔軟性が増した。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

従来から雨水排水に係る事業を公共下水道事業内で実施してきたことから、これまでとの比較という側面を考えて公営企業会計から除外しなかった。雨水排水事業については、各自治体の実状に応じて一般会計におくことも選択肢のひとつとなる。

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道事業特別会計において実施していたが、法適用化に合わせて公共下水道事業へ統合した。

(2)今後の課題等

・的確に事業の経営成績を把握し、健全経営によって安定した事業運営を確保すること
・一般会計からの基準外繰入の減少と将来の投資財源の確保
・今後の料金改定
・耐用年数を経過していないものの施設老朽化に伴う維持管理・修繕費用等の増加
・不明水対策
・農業集落排水処理施設等から公共下水道処理施設または農業集落排水施設への集約化（統廃合）

〇問合せ先

担当課	愛知県田原市上下水道部下水道課		
TEL	0531-23-3525	MAIL	gesui@city.tahara.lg.jp